平成 28 年 4 月 15 日発行（年 6 回発行）　第 20 巻第 3 号通巻第 115 号　一般社団法人　三田労働基準協会

# みなと　みた

2016 4
No.115

一般社団法人 三田労働基準協会報

## CONTENTS

**着任・離任のご挨拶 ●2**

**労働行政ニュース ●3～9**
三田労働基準監督署は移転します／労働基準監督署の業務案内／東京労働局は「雇用環境・均等部」を新たに設置しました／都内127企業が割増賃金33億円を遡及支払／平成27年の都内の道路貨物運送業に対する臨検監督結果／「熱中症」を防ごう！
東京労働局／三田労働基準監督署

**ハローワークしながわインフォメーション ●10～11**
最近の雇用失業情勢／平成28年4月1日より、改正障害者雇用促進法が施行されます

**協会だより ●12～15**
心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書／事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン／三田労働基準監督署人事異動／平成28年度定期総会開催のご案内／「定期健康診断のご案内」について／平成28年度会費納入のお願い／講習会のご案内／第75回全国産業安全衛生大会

**最新の講習会情報メール配信のご案内**

当協会の講習会案内を、メールで受け取ることが可能になりました。ご活用いただきますようご案内いたします。配信をご希望の方は、下記メールアドレスに、「配信を希望する」旨とともに、①「会社名」②「会社所在地」③「電話及びFAX番号」④「今後も郵送による案内ご希望の有無」、をご記入の上、メールをお送りください。

mitakoshukai@mita-roukikyo.or.jp（講習会用）

## 着任のご挨拶

三田労働基準監督署
署長　樺嶋 靖彦

４月１日付けで三田労働基準監督署に着任いたしました樺嶋でございます。

三田労働基準協会の皆様には、当署の労働基準行政の運営につきまして格別のご理解、ご協力を賜り心より御礼申し上げます。私は三田労働基準監督署の勤務は初めてでございますが、皆様のご理解、ご協力をいただきながら行政を推進してまいる所存でございますので、前任同様よろしくお願い申し上げます。

さて、景気は緩やかな回復傾向が継続しているとされ、４年後の東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けインフラ整備等も急ピッチで進められていますが、一方で世界経済の先行きに対する不透明感も懸念されているところです。社会経済情勢がいかに変化しても、「安心、そして健康的に働くことができる職場の確保」は普遍の命題であり、私ども労働基準行政に課せられた重要な責務と考えております。

平成28年度においては、引き続き長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止対策を積極的に推進してまいります。昨年度は過労死等防止対策推進法を踏まえ、11月の過労死等防止啓発月間に併せ「過重労働解消キャンペーン」を展開し監督指導等を実施いたしました。しかしながら、週60時間以上働く労働者の方がなお１割近く認められる状況にあり、引き続き「働き過ぎ防止のための取組強化」を図ることとしております。また、今年度は「第12次東京労働局労働災害防止計画」の４年目（4th Stage）に当たり、建設業における墜落・転落防止、小売業・飲食店等における転倒災害防止、さらにメンタルヘルス、化学物質による健康障害防止につきまして一層の対策を進めてまいります。このほか、労働災害で被災された方に対する迅速かつ適正な労災補償にも努めてまいります。

皆様からの様々な期待にお応えすべく、署員一丸となって機動性及び信頼性を旨とした行政運営に努めてまいりますので、貴協会の皆様のご理解、ご協力を重ねてお願い申し上げる次第です。

末筆となりましたが、貴協会の御発展と会員事業場の皆様の益々の御繁栄を心から祈念申し上げ、着任の挨拶とさせていただきます。

## 離任のご挨拶

三田労働基準監督署
前署長　武藤 一雄

春暖の候　一般社団法人三田労働基準協会会員の皆様におかれましては益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

この度、三田労働基準監督署長を退任することとなりました。わずか１年の任務でしたが、この間、山内会長はじめ会員の皆様におかれましては、労働基準行政の推進にご理解・ご協力をいただき、ありがとうございました。深く感謝いたしております。

私は２回目の三田労働基準監督署勤務でした。転勤の多い職業ですが、同じ労働基準監督署に勤務するという経験はなく、それだけに親しみを感じながら仕事をすることができました。

また、昨夏は、朝型勤務である「夕活」を推奨するため、ほとんどの日に朝７時に出勤いたしておりました。都心にありながら早朝の新鮮な空気に触れることができ、個人的には良い思い出となりました。

三田労働基準監督署管内の港区には、多くの企業の本社が存在します。このため、行政推進のあり方が全国に波及するという特徴があり、全国でも重要な監督署の一つで、その役割には大きなものがあります。適正な労働時間管理、労働災害の防止と労働者の健康確保、適正な労災補償実施のための制度の理解促進など労働基準行政の役割の推進に関し、各種説明会の開催など事業を通じて、会員の皆様のご協力を得て、一定の成果を上げることができました。

当署には、脳・心臓疾患、精神疾患、アスベスト関連疾患に関する労災保険請求事案が多く寄せられております。現下の労働基準行政には、その背景にある過重労働・長時間労働の撲滅、メンタル疾病・職業性疾病の予防などまだまだ多くの課題が残されています。一般社団法人三田労働基準協会の皆様におかれましては、引き続き行政の推進に対しまして格別のご理解、ご協力、ご支援をお願い申し上げます。

末筆ではございますが、貴協会のご発展と会員事業場の益々のご繁栄を祈念申し上げ、離任の挨拶とさせていただきます。

# 三田労働基準監督署は移転します

「産業安全会館３階」から同一敷地内の
「安全衛生総合会館３階」に移ります

**移転日** 平成28年５月23日(月)

**移転先** 〒108－0014
港区芝５－35－２
安全衛生総合会館３階

※現庁舎(港区芝５－35－１　産業安全会館３階)では、
平成28年５月20日(金)まで業務を行います。

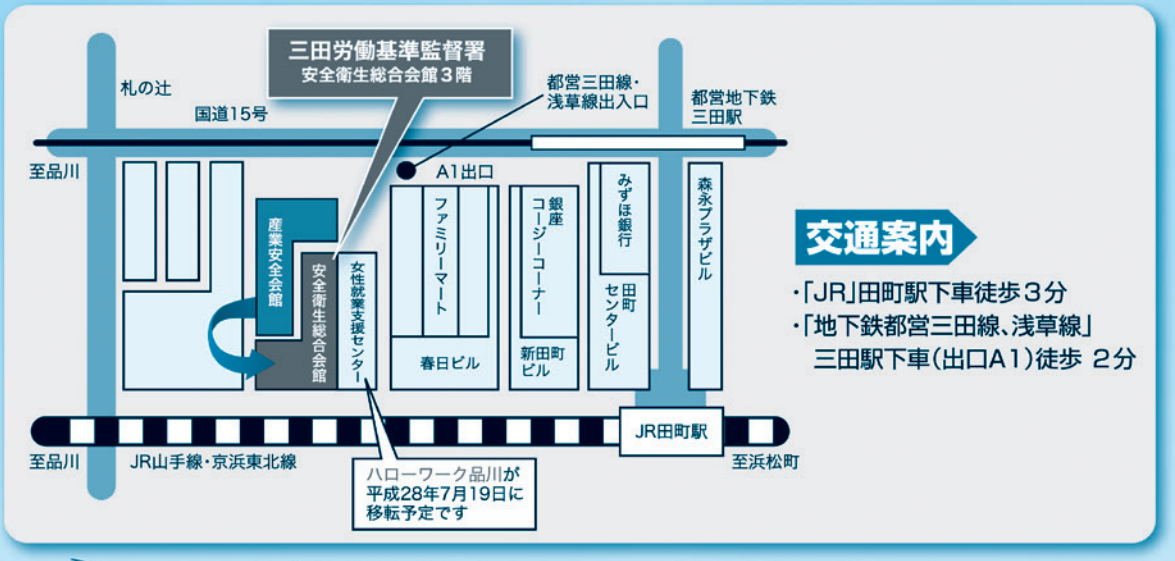


**交通案内**
・「JR」田町駅下車徒歩３分
・「地下鉄都営三田線、浅草線」
　三田駅下車(出口A1)徒歩 ２分

## 三田労働基準監督署　(管轄：港区)

TEL　方面(労働条件、解雇、賃金) 03－3452－5473
　　安全衛生課 03－3452－5474
　　労災課(労働保険) 03－3452－5472
FAX　03－3452－3072

※管轄、電話番号、FAX番号は変更ありません

Safe work TOKYO

# 労働基準監督署の業務案内

**三田労働基準監督署**　管轄区域　港区

| 方面・課名 | 主　な　取　扱　業　務 |
|---|---|
| 方　　面 | ［労働基準に係る業務全般］<br>労働基準法・労働安全衛生法等に基づく監督指導、３６協定・就業規則等労働基準法関係各種報告・届出の受付、監督関係の許・認可事務<br>年次有給休暇・労働時間や最低賃金等労働条件に関する各種相談 |
| 三田総合労働相談コーナー | 解雇、配置転換、雇止め、労働条件の不利益変更等の労働条件、その他労働問題（募集・採用、退職勧奨、自己都合退職、いじめ・嫌がらせ等）や賃金不払等に係る総合労働相談 |
| 安全衛生課 | ［安全衛生に係る業務全般］<br>建設工事の計画届・足場等の設置届の受付・審査、ボイラー、クレーン等特定機械の届出の受付・検査、労働者死傷病報告・各種健康診断結果報告等安全衛生に係る報告受付<br>労働安全衛生法に関する各種相談（健康診断、災害防止対策、安全衛生管理体制など） |
| 労 災 課 | ［労災補償に係る業務全般］<br>業務上災害、通勤災害に係る保険給付に関すること<br>労働保険の成立、労働保険料算定基礎調査や保険料に関すること<br>各種労災年金の定期報告の受付、石綿救済法に係る業務<br>労災保険に関する相談など |

# 東京労働局は「雇用環境・均等部」を新たに設置しました

## ～４月から、パワハラや解雇、マタハラやセクハラなどの相談対応を一体化～

**業務の概要等**

**①総合的な行政事務の展開**

「女性の活躍促進」や「働き方改革」などの企業・経済団体への働きかけをワンパッケージで効果的に実施

**②労働相談の対応の一体的実施・個別の労働紛争の未然防止と解決の一体的実施**

労働相談の対応を一体的に実施。また、個別の労働紛争を未然に防止する取組（企業への指導）と解決への取組（調停・あっせんなど）を一体的に実施

**③業務実施体制の整備・強化**

女性の活躍促進、ワーク・ライフ・バランスの推進、働き方改革などの取組を強力に進めるため、専門官職（雇用環境改善・均等推進指導官）を配置

**《新たな組織の連絡先など》**

**東京労働局雇用環境・均等部**

住　所：〒102-8305 東京都千代田区九段南1-2-1 九段第３合同庁舎14階

電　話：企画課 03(6867)0212 ／ 指導課 03(3512)1611　ＦＡＸ：03(3512)1555

## 無料講習「雇用均等及び働き方・休み方講習会」

**平成28年６月９日(木)　13：30～16：30　産業安全会館８階大会議室**

港区芝5-35-1　JR田町駅西口３分　地下鉄三田駅Ａ出口１分

**新設の雇用環境・均等部担当官が行政の重要課題について説明します。**

**主催：三田(幹事)・品川・大田・渋谷・新宿・池袋・向島労働基準協会**

# 都内127企業が割増賃金33億円を遡及支払

## ～監督指導による賃金不払残業の是正結果（平成26年度）～

**東京労働局は、管下18労働基準監督署（支署）の時間外・休日及び深夜労働に対する割増賃金の支払が適正に行われていないと疑われる企業に対する監督指導から、平成26年４月から平成27年３月までの１年間（平成26年度）において、100万円以上の遡及支払が行われた企業の状況について、発表しました。**

### 《東京労働局における平成26年度の割増賃金遡及支払指導状況（100万円以上）概要》

**１　対象企業数　127件　　（対前年度比　15件減）**

業種別企業数では、商業が36件と最も多く、次いで保健衛生業とその他の事業（情報処理サービス業等）がそれぞれ17件であり、これらの業種で全体の過半数を占めている。

**２　対象労働者数　120,288人　（同　90,623人増）**

業種別労働者数では、接客娯楽業が98,564人と突出し、次いで商業が12,454人となっており、この２業種で全体の92％を占めている。

**３　遡及支払金額　33億8753万円**

**（同　11億7236万円増）**

業種別遡及支払金額は、商業が11億2161万円と最も多く、次いで金融広告業11億2411万円となっており、この２業種で全体の７割弱を占めている。

なお、１企業あたりの平均支払金額は2667万円、労働者１人あたりの平均支払額は２万8000円でした。

東京労働局では、この結果を踏まえ、賃金不払残業を解消するための監督指導をより一層、重点的・積極的に推進するとともに、長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止の解消に向け、労使の自主的な取組の促進を図るための周知・啓発活動を引き続き展開することとしています。

### 平成26年度　東京労働局における割増賃金遡及支払状況

**第１表　対象企業数、労働者数及び支払金額**

| 年　度 | 企業数（件） | 対象労働者数（人） | 支払金額（万円） | １人平均支払金額（万円） | 企業平均支払金額（万円） |
|---|---|---|---|---|---|
| H22年度 | 127 | 9,524 | 220,290 | 23.1 | 1,735 |
| H23年度 | 136 | 17,471 | 232,290 | 13.3 | 1,708 |
| H24年度 | 125 | 14,540 | 176,464 | 12.1 | 1,412 |
| H25年度 | 142 | 29,665 | 221,517 | 7.5 | 1,560 |
| H26年度 | 127 | 120,288 | 338,753 | 2.8 | 2,667 |

平成22年度以降、企業数は概ね横ばいで推移しているが、対象労働者数及び遡及払金額は平成26年度において大幅に増加した。１企業での最高支払額は９億4430万円、次いで６億3024万円であり、これらを含めて支払金額が1,000万円を超えた事案は34件であった。

**第２表　業種別の対象企業数、労働者数及び支払金額等**

| 業　種 | 企業数（件） | 対象労働者数（人） | 支払金額（万円） | １人平均支払金額（万円） | 企業平均支払金額（万円） |
|---|---|---|---|---|---|
| 製造業 | 10 | 715 | 12,502 | 17.5 | 1,250.2 |
| 建設業 | 7 | 411 | 10,973 | 26.7 | 1,567.6 |
| 運輸交通業 | 8 | 442 | 5,657 | 12.8 | 707.1 |
| 貨物取扱業 | 1 | 36 | 105 | 2.9 | 105.0 |
| 商業 | 36 | 12,454 | 112,161 | 9.0 | 3,115.6 |
| 金融広告業 | 12 | 1,691 | 112,411 | 66.5 | 9,367.6 |
| 映画・演劇業 | 1 | 91 | 4,418 | 48.5 | 4,418.0 |
| 教育・研究業 | 6 | 408 | 11,204 | 27.5 | 1,867.3 |
| 保健衛生業 | 17 | 2,346 | 14,926 | 6.4 | 878.0 |
| 接客娯楽業 | 7 | 98,564 | 35,450 | 0.4 | 5,064.3 |
| 清掃と畜業 | 4 | 52 | 1,414 | 27.2 | 353.5 |
| 官公署 | 1 | 31 | 136 | 4.4 | 136.0 |
| その他の事業 | 17 | 3,047 | 17,396 | 5.7 | 1,023.3 |
| 合　計 | 127 | 120,288 | 338,753 | 2.8 | 2,667.3 |

業種別に見ると、商業が対象企業数としては多いものの、対象労働者数は接客娯楽業が突出しており、支払金額は商業、金融広告業、それ以外の業種で三分されている。

## ～支払金額が高額となった上位３事例～

### 〈事例１〉　銀行・信託業

定額で支払う割増賃金の範囲を就業規則等において明記していなかったため、割増賃金が不払となっていたもの。

【監督署の指導内容】

一部役職者に対し、基本給の一部を割増賃金に相当するとしながら、その旨を就業規則等において明示していなかったため、過去に遡って不足となっている割増賃金を支払うよう指導した。

【是正方法】

過去に遡って割増賃金を清算するとともに、再発防止策として、基本給に含まれる割増賃金の範囲が就業規則において明記されることにより、労使間における共通認識の形成が図られた。

【遡及支払額及び対象労働者数】

約９億4000万円　約600人

### 〈事例２〉　美容業

割増賃金を定額で支払っていたが、労働時間管理が不適切であったために、定額部分を超える労働時間に対する割増賃金の不払が発生していたもの。

【監督署の指導内容】

割増賃金を定額で支払っていることを理由として、タイムカードから時間外労働時間数を集計していなかったが、実際の時間外労働時間から算定される割増賃金額が、定額払された額を超える額となっていたため、過去の勤務状況に係る実態調査を行うとともに、不足となっている割増賃金を支払うよう指導した。

【是正方法】

過去に遡って時間外労働時間数の算出を行い、不足していた割増賃金を支払うとともに、再発防止のため、時間外労働時間数を適切に集計することとした。

【遡及支払額及び対象労働者数】

約６億3000万円　約1,000人

### 〈事案３〉　接客・娯楽業

労働時間の集計方法が不適切であったために、割増賃金の一部不払が発生していたもの。

【監督署の指導内容】

指紋認証により把握した労働時間を15分単位で計算するにあたり、15分未満の端数を日々一律切り捨てて計算していたもの。

過去の勤務状況を遡って調査するとともに、切り捨てられた時間に対する割増賃金を支払うよう指導した。

【是正方法】

過去に遡って不足していた割増賃金を支払うとともに、再発防止のため、賃金計算方法を変更し、社内への周知を図った。

【遡及支払額及び対象労働者数】

約３億3000万円　約9万8,000人

# 平成27年の都内の道路貨物運送業に対する臨検監督結果

## ～135事業場に対して実施、うち116事業場（85.9%）に法令違反～

**東京労働局は、管下18労働基準監督署（支署）において、平成27年に東京都内の道路貨物運送業を営む135事業場に対して実施した監督指導の結果を発表しました。**

### ●監督指導実施結果

**臨検監督実施事業場数　135事業場**
**うち違反事業場数　116事業場**
**（違反率85.9%）**

※労働時間に係る違反は半数を超える85事業場（63.0%）で認められた。詳細は「監督指導結果」を参照。

道路貨物運送業は、交通事情や荷主及び配送先の事情により運行が左右されるため、総じて自動車運転者の長時間労働は常態化する傾向にあり、過労死・過労自殺など過重労働に起因する労働災害も少なくありません。

このため、道路貨物運送業に対する監督指導は、長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止を主眼として、労働基準法及び平成元年労働省告示第７号「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の遵守の徹底等を目的として実施しています。

### 1　監督指導結果

(1)　労働基準法等の違反状況

労働基準法等の法令違反が認められた116事業場（85.9%）の主要な違反事項（違反率）は次のとおり。

ア　労働時間に係る違反（労働基準法第32条）……85事業場（63.0%）
イ　休日に係る違反（同法第35条）……10事業場（7.4%）
ウ　割増賃金に係る違反（同法第37条）……50事業場（37.0%）
エ　最低賃金に係る違反（最低賃金法第４条）……15事業場（11.1%）

（注）労働時間に係る違反とは、
①時間外労働に関する協定届を所轄の労働基準監督署長に届け出ることなく、法定労働時間（１日８時間・１週40時間）を超えて労働させたもの。
②時間外労働に関する協定で定める時間を超えて、時間外労働を行わせたものである。

(2)　告示の違反状況

道路貨物運送事業者には、労働基準法等の法令のほか、告示の遵守も求められているが、74事業場（54.8%）において告示違反が認められた。

主要な違反事項（違反率）は次のとおり。

ア　総拘束時間に係る違反（告示第４条第１項第１号）……51事業場（37.8%）
イ　最大拘束時間に係る違反（同条同項第２号）……54事業場（40.0%）
ウ　休息期間に係る違反（同条同項第３号）……37事業場（27.4%）
エ　最大運転時間に係る違反（同条同項第４号）……８事業場（5.9%）
オ　連続運転時間に係る違反（同条同項第５号）……14事業場（10.4%）
カ　休日労働に係る違反（同条第５項）……９事業場（6.7%）

### 2　監督指導・送検事例

(1)　監督指導事例

居眠り運転に起因する交通労働災害を発生させた業者を指導

居眠り運転による交通労働災害を契機とし、当該災害を発生させたＡ社に対し臨検監督を実施したところ、告示で定める最大拘束時間を超えて自動車運転者を拘束していた事実が認められたため、文書により是正を勧告した。

(2)　送検事例

賃金不払を繰り返す業者を書類送検

賃金不払を繰り返し、是正勧告にも従わないＢ社に対し、捜索差押を実施の上、同社及び同社代表取締役を最低賃金法違反容疑でそれぞれ書類送検した。

### 3　今後の対応方針

道路貨物運送業においては、労働時間に関する違反率が極めて高く、改善基準告示違反も引き続き認められることから、今後も長時間労働のおそれのある事業場に対し、重点的な監督指導を行う。

また、重大又は悪質な事案に対しては、司法処分など厳正な対応を行う。

## 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」について

### 趣　旨

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（改善基準告示）は、バス、トラック、タクシーなどの自動車運転者について、労働時間等の労働条件の向上を図るため、その業務の特性から、すべての産業に適用される労働基準法では規制が難しい拘束時間（始業時刻から終業時刻までの時間（休憩時間を含む。））、休息期間（勤務と次の勤務の間の自由な時間）、運転時間等の基準を、平成元年に、大臣告示として制定。

### 制定の経緯

労働時間等の改善を定めた局長通達の策定（昭和42年）

↓

・長時間労働、交通事故の増加
・路面運送における労働時間及び休息期間に関するILO条約の採択（昭和54年）：運転時間上限１日９時間、１週間48時間

↓

拘束時間、休息期間等の基準を定めた局長通達の策定（昭和54年）

→

**中央労働基準審議会での関係労使の議論**

**通達を大臣告示とすることで労使が合意し、平成元年に「改善基準告示」を策定**

※制定以降、法定労働時間が段階的に短縮し、週40時間制へ移行するのに合わせて、内容の見直しが行われ現在に至っている。

### 内　容

**●拘束時間【始業時刻から終業時刻までの時間（休憩時間を含む。）】**

総拘束時間

トラック：原則１か月293時間
バス　　：原則４週間平均で１週間65時間
タクシー：原則　１か月　299時間

最大拘束時間

トラック、バス、タクシー：原則１日16時間
（ただし、１日の原則的な拘束時間は13時間）

**●休息期間【勤務と次の勤務の間の自由な時間】**

トラック、バス、タクシー：原則継続８時間以上

**●最大運転時間**

トラック：原則２日平均で１日９時間、
２週間平均で１週間44時間
バス　　：原則２日平均で１日９時間、
４週間平均で１週間40時間

**●連続運転時間**

トラック、バス：４時間以内
〔運転の中断には、運転開始後４時間以内又は４時間経過直後に、１回連続10分以上かつ合計30分以上の運転をしない時間が必要。〕

**●休日労働**

トラック、タクシー：
２週間に１回以内、かつ、１か月の拘束時間及び最大拘束時間の範囲内
バス：２週間に１回以内、かつ、４週間の拘束時間及び最大拘束時間の範囲内

※その他、拘束時間の例外や分割休息期間、２人乗務、隔日勤務、フェリー乗船などの場合の特例有り。

# 「熱中症」を防ごう！

平成27年、熱中症による休業４日以上の労働災害は37人（２月15日現在の速報値）であり、前年に比べて減少しました。業種別では、建設業が約14％を占め、そのほか警備業、小売業など幅広い業種で発生しています。また、屋外作業に限らず、屋内作業においても発生しています。

熱中症に対しては、正しい知識と適切な予防対策や応急処置が必要です。本格的な夏を迎える前から、熱中症の予防対策を計画的に進めましょう。

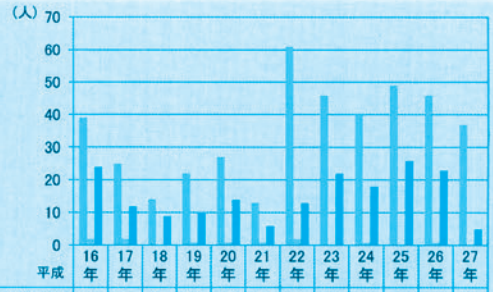


| 平成 | 16年 | 17年 | 18年 | 19年 | 20年 | 21年 | 22年 | 23年 | 24年 | 25年 | 26年 | 27年 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ■全産業死亡休業件数 | 39 | 25 | 14 | 22 | 27 | 13 | 61 | 46 | 40 | 49 | 46 | 37 |
| ■全産業の死亡件数 | 2 | 2 | 0 | 1 | 1 | 1 | 2 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| ■建設業死亡休業件数 | 24 | 12 | 9 | 10 | 14 | 6 | 13 | 22 | 18 | 26 | 23 | 5 |

## ■平成27年に発生した熱中症の発生事例

| 発生月時間 | 業　種 | 発　生　状　況 | 発生時気温℃（最高気温） | 被災程度 |
|---|---|---|---|---|
| 7月14時 | 化学工業 | 屋内試験室で、コンロを使って試験資材の配合、締め固め作業をしていて発症した。エアコンを使用するも、コンロで室内が暑かった。 | 29.4（33.0） | 5日 |
| 7月16時 | 警備業 | 建物の外壁塗装工事に伴う交通誘導警備中、体調が悪くなり、救急搬送され、熱中症と診断され入院した。 | 33.6（34.3） | 1ヵ月 |
| 8月13時 | 建築工事業 | 個人住宅の改修工事にて、床下の配管の切り回し作業中に、気分が悪くなり受診した結果、熱中症により入院した。 | 32.9（34.1） | 1週間 |

気温は、東京管区気象台の所在する千代田区等のものであり、参考です。

## 熱中症とは

熱中症は高温、多湿の環境下で、体内の水分及び塩分のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして発症する障害で、症状などにより次のように分類されます。これらの症状が現れた場合には、熱中症を発症した可能性があります。

| | | 重傷度 |
|---|---|---|
| Ⅰ度 | **めまい・失神**<br>「立ちくらみ」のこと。「熱失神」と呼ぶこともあります。<br>**筋肉痛・筋肉の硬直**<br>筋肉の「こむら返り」のこと。「熱痙攣」と呼ぶこともあります。<br>**大量の発汗** | 小 |
| Ⅱ度 | **頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感**<br>体がぐったりする、力が入らないなど。従来「熱疲労」と言われていた状態です。 | ↓ |
| Ⅲ度 | **意識障害・痙攣・手足の運動障害**<br>呼びかけや刺激への反応がおかしい、ガクガクと引きつけがある、真直ぐ歩けないなど。<br>**高体温**<br>体に触ると熱いという感触があります。従来「熱射病」などと言われていたものが相当します。 | 大 |

東京労働局 労働基準部 健康課

ハローワークしながわ インフォメーション

# 最近の雇用失業情勢

○平成28年２月の雇用失業情勢のポイント（全国）

☆完全失業率（季節調整値）3.3％と、前月より0.1ポイント悪化。

☆完全失業者数（季節調整値）は、前月より４万人増加し、216万人。（原数値は213万人で、前年同月差13万人減少）

☆就業者数（季節調整値）は、前月より58万人減少し、6,400万人。

☆雇用者数（季節調整値）は、前月より14万人減少し、5,711万人。

雇用者数（原数値）を主要産業別にみると、「医療、福祉」では、前年同月比での増加傾向を維持している。「建設業」「情報通信業」では減少している。

☆平成28年２月の有効求人倍率（季節調整値）は1.28倍であり、前月と同水準。

☆平成28年２月の新規求人倍率（季節調整値）は1.92倍であり、前月より0.15ポイント低下。

内閣府の月例経済報告（平成28年３月）によると、「景気は、このところ弱さもみられるが、緩やかな回復基調が続いている。先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復に向かうことが期待される。ただし、海外経済で弱さがみられており、中国を始めとするアジア新興国や資源国等の景気が下振れし、我が国の景気が下押しされるリスクがある。こうしたなかで、海外経済の不確実性の高まりや金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。」となっている。（※景気の総括判断は基調は変更なし、前月との比較では下方修正。）

「雇用情勢は、改善している。先行きについては、改善していくことが期待される。」としている。（※雇用情勢判断は維持。）

| 項　目 | 新規求人倍率（季節調整値） | | | 有効求人倍率（季節調整値） | | | 就職者数 | 求人充足数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 全国 | 東京 | 品川 | 全国 | 東京 | 品川 | | |
| 24年度 | 1.32 | 1.90 | 7.23 | 0.82 | 1.13 | 4.02 | 150,775 | 203,223 |
| 25年度 | 1.53 | 2.32 | 9.80 | 0.97 | 1.40 | 5.38 | 150,132 | 200,675 |
| 26年度 | 1.69 | 2.58 | 13.04 | 1.11 | 1.61 | 7.16 | 148,938 | 198,488 |
| 28年２月 | 1.92 | 2.95 | 16.38 | 1.28 | 1.90 | 8.88 | 130,832 | 172,981 |

注意）１．就職者数、求人充足数は都内ハローワーク全体の原数値です。《平成27年４月～平成28年２月》
２．就職者数、求人充足数及び求人倍率は、学卒を除き、パートタイマーを含んだ数値です。

※窓口からの求人・求職状況（平成28年２月）

都内の求人・求職の動きを見ると、有効求人数（原数値）は369,763人（前年同月比9.7％増）で、70か月連続で前年同月を上回った。また、新規求人数（原数値）は135,274人（前年同月比17.5％増）で、７か月連続で前年同月を上回った。

一方、有効求職者数（原数値）は178,497人（前年同月比5.3％減）で、66か月連続で前年同月を下回った。また、新規求職者数（原数値）は42,769人（前年同月比3.8％減）で、８か月連続で前年同月を下回った。

就職件数は10,810件で、前年同月より7.4％減となった。一般、パート別の状況をみると、一般は6,627件（前年同月比8.2％減）、パートは4,183件（前年同月比6.2％減）となった。

東京の企業倒産状況（㈱東京商工リサーチ調べ）は、倒産件数138件（前年同月比8.7％増）。

業種別件数では、サービス業（28件）、卸売業（24件）、建設業、情報通信業（19件）の順となった。

☆ハローワーク品川の労働市場情報・求人・求職・賃金情報等について提供しております。

ハローワーク品川　産業雇用情報官

# 平成28年4月1日より、改正障害者雇用促進法が施行されます

## ～雇用分野における障害者差別禁止、合理的配慮が事業主に義務付けられます～

● 厚生労働省HP【改正概要】 http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/shougaisha_h25/dl/kaisei02pdf

## 障害者差別禁止のポイント

**雇用の分野における障害を理由とする差別を禁止する。**

●募集・採用、賃金、配置、昇進・降格、教育訓練、福利厚生、職種変更、雇用形態の変更、退職勧奨、定年、解雇、契約更新などについて、障害者であることを理由に、その対象から障害者を排除することや、その条件を障害者に対してのみ不利なものとすることが差別に該当する。

●事業主や同じ職場で働く者が障害特性に関する正しい知識の取得や理解を深めることが重要。

● 厚生労働省HP【障害者差別禁止指針】

http://www.mhlw.go.jp/fije/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000082149.pdf

## 合理的配慮のポイント

**事業主に、障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置を講ずることを義務付ける**

●個々の事情を有する障害者と事業主との相互理解の中で提供されるべき性質のもの。

●合理的配慮に関する措置について事業主と障害者で話し合う。

●障害者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な相談体制を整備し、その旨を労働者に周知する。

● 厚生労働省HP【合理的配慮指針】

http://www.mhlw.go.jp/fije/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000082153.pdf

## 苦情処理・紛争解決援助のポイント

●事業主に対して、差別禁止・合理的配慮に係る障害者からの苦情を自主的に解決することを努力義務化。

●個別労働紛争の解決の促進に関する法律の特例を整備（紛争調整委員会による調停や労働局長による勧告等）。

## 参考資料① 障害者差別禁止・合理的配慮に関するQ＆A

● http://www.mhlw.go.jp/fije/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000088851.pdf

## 参考資料② 合理的配慮指針事例集

● http://www.mhlw.go.jp/fije/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000092302.pdf

ご不明な点は、ハローワーク品川 雇用支援コーナー
（TEL03-6402-5196）までお問い合わせください

# 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書

ストレスチェック制度における労働基準監督署への報告書（様式第６号の２）が厚生労働省ホームページに掲載されました。

三田労働基準協会ホームページの労働ニュース欄「メンタルヘルス対策、過重労働対策、心身両面にわたる健康づくり（THP）」からアクセスして、「ストレスチェック等の職場におけるメンタルヘルス対策・過重労働対策等」の お知らせ で入手ください。

また、当協会ではストレスチェック制度に関係する講習会等を随時開催してきましたが、施行（平成27年12月１日）後１年を前にして、当協会最後の講習会を平成28年６月２日(木)に開催いたします。

講習会につきましては、三田労働基準協会ホームページをご覧ください。

様式第６号の２(第52条の21関係)(表面)

心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書

80501

| | | | |
|---|---|---|---|
| 労働保険番号 | 都道府県 所掌 管轄 基幹番号 枝番号 統一括事業場番号 | | |
| 対象年 | 7:平成 → 元号 年 年分（1～9年は右） | 検査実施年月 | 7:平成 → 元号 年 月（1～9年は右 1～9月は右） |
| 事業の種類 | | 事業場の名称 | |
| 事業場の所在地 | 郵便番号(　　)<br>電話　　(　　) | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | 在籍労働者数 | 人（右に詰めて記入する） |
| 検査を実施した者 | 1:事業場選任の産業医<br>2:事業場所属の医師(1以外の医師に限る。)、保健師、看護師又は精神保健福祉士<br>3:外部委託先の医師、保健師、看護師又は精神保健福祉士 | 検査を受けた労働者数 | 人（右に詰めて記入する） |
| 面接指導を実施した医師 | 1:事業場選任の産業医<br>2:事業場所属の医師（1以外の医師に限る。）<br>3:外部委託先の医師 | 面接指導を受けた労働者数 | 人（右に詰めて記入する） |
| 集団ごとの分析の実施の有無 | 1:検査結果の集団ごとの分析を行った<br>2:検査結果の集団ごとの分析を行っていない | | |

| | |
|---|---|
| 産業医 | 氏　名<br>所属医療機関の名称及び所在地　　㊞ |

年　　月　　日

事業者職氏名

労働基準監督署長殿　　㊞

受　付　印

# 事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン

～がんなどの疾病を抱える方々の治療と
職業生活の両立を支援する企業に向けて～

厚生労働省は、「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」を公表しました。

今後、このガイドラインの普及や企業に対する各種支援によって、疾病を抱える方々が治療と職業生活が両立できるような環境整備に取り組んでいくとしております。

## 事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン

本ガイドラインは、がん、脳卒中、心疾患、糖尿病、肝炎などの治療が必要な疾病を抱える労働者に対して、事業場において適切な就業上の措置や治療に対する配慮が行われるよう、事業場における取組をまとめたもの。

### 背景・現状

○ 治療技術の進歩等により、「不治の病」から「長く付き合う病気」に変化
（例：がん5年相対生存率が向上　平成5～8年53.2% → 平成15～17年58.6%）

○ 仕事をしながら治療を続けることが可能な状況
（例：仕事を持ちながら、がんで通院している者が多数　平成22年32.5万人）

○ 仕事上の理由で適切な治療を受けることができないケースがみられる
（例：糖尿病患者の約8%が通院を中断、その理由は「仕事（学業）のため、忙しいから」が最多の24%）

➡ **疾病にり患した労働者の治療と職業生活の両立が重要な課題**

○ 治療と職業生活の両立に悩む事業場が少なくない
（例：従業員が私傷病になった際、企業が従業員の適正配置や雇用管理等に苦慮する事業所90%）

➡ **事業場が参考にできるガイドラインの必要性**

### 治療と職業生活の両立支援を行うための環境整備

○ 労働者や管理職に対する研修等による意識啓発
○ 労働者が安心して相談・申出を行える相談窓口の明確化
○ 短時間の治療が定期的に繰り返される場合などに対応するため、時間単位の休暇制度、時差出勤制度などの検討・導入
○ 主治医に対して業務内容等を提供するための様式や、主治医から就業上の措置等に関する意見を求めるための様式の整備
○ 事業場ごとの衛生委員会等における調査審議

### 治療と職業生活の両立支援の進め方

**① 労働者が事業者へ申出**
・労働者から、主治医に対して、一定の書式を用いて自らの業務内容等を提供
・それを参考に主治医が、一定の書式を用いて症状、就業の可否、時短等の望ましい就業上の措置、配慮事項を記載した書面を作成
・労働者が、主治医に作成してもらった書面を、事業者に提出

↓

**② 事業者が産業医等の意見を聴取**
・事業者は、労働者から提出された主治医からの情報を、産業医等に提供し、就業上の措置、治療に対する職場での配慮に関する意見を聴取

↓

**③ 事業者が就業上の措置等を決定・実施**
・事業者は、主治医、産業医等の意見を勘案し、労働者の意見も聴取した上で、就業の可否、就業上の措置（作業の転換等）、治療に対する配慮（通院時間の確保等）の内容を決定・実施
※その際には、上記の具体的な支援内容をまとめた「両立支援プラン」の作成が望ましい

# 協会だより

## 三田労働基準監督署人事異動

４月１日付けで人事異動があり、次の幹部の方々が着任されました。

| 職名 | 氏名 | 職名 | 氏名 |
|---|---|---|---|
| 署長 | 樺嶋靖彦 | 第４方面主任監督官 | 内山剛 |
| 副署長 | 柴田昌志 | 第５方面主任監督官 | 西脇巧 |
| 副署長 | 村松孝弘 | 安全衛生課長 | 瀬田稔 |
| 第２方面主任監督官 | 野上浩一 | 労災第１課長 | 大杉恭美 |
| 第３方面主任監督官 | 高嶋将寛 | | |

## 平成28年度定期総会開催のご案内

平成28年度（第68回）定期総会を下記により開催いたします。別途ご案内を差し上げますので、ご出席賜りますようお願い申し上げます。

**日　時／平成28年５月27日（金）　午後４時～５時**

**会　場／品川プリンスホテル　　港区高輪４－10－30　　電話　03-3400-1111**

**総会：22階　サファイア22　　懇親会：19階　ゴールド19**

また、総会終了後、東京労働局・三田労働基準監督署等の幹部職員の皆様などご来賓をお迎えして、恒例の懇親会（会費10,000円）を開催いたしますので、併せてご参加下さいますようお願いいたします。

## 「定期健康診断のご案内」について

例年６月に実施しております定期健康診断・特殊健康診断を、本年は６月13日（月）に実施いたします。文書は、４月上旬に発送しました講習会等のご案内に同封させていただきました。一般健康診断の費用は、9,000円～10,000円が平均とされておりますので、ご利用をお勧めいたします。また、協会ホームページには既に掲載しておりますのでご覧下さい。なお、受診者が20名以上になれば、健診機関と相談のうえ別途巡回健診をすることが可能とのことですので、ぜひご利用ください。

（健康診断実施機関：（一財）全日本労働福祉協会）

## 平成28年度会費納入のお願い

会費の納入につきましては、例年通り４月25日（月）にお振込のお願いの文書を発送させていただきますのでよろしくお願いいたします。

## 講習会のご案内　企画中の講習会からご紹介します。

### ◉「労基・職安・均等行政の動向」（平成28年６月23日（木））有料

企業で人事労務に関わる者は、東京労働局行政運営方針の内容を正しく理解し適切に対応する必要があります。

平成28年度の労働基準行政、職業安定行政、雇用均等行政の各施策のポイント及び企業が対応すべき課題について、専門家が解説いたします。

### ◉「ストレスチェックのポイントを解説する」（平成28年６月２日（木））有料

労働安全衛生法で毎年１回実施義務が課せられる50人以上の事業場における「事業者」は、ストレスチェックを経営活動の一環と捉える必要があります。

しかし、中小企業の対応には社内に医療職がいない等様々な課題があると思われます。そこで、平成28年11月30日までに実施して、その結果を労働基準監督署に報告しなければならない（罰則対象）、ストレスチェックの手順を医療職の視点で解説する講習会を企画いたしました。企業の総務人事担当者だけでなく衛生管理者にも受講していただきたい講習です。

# 第75回 全国産業安全衛生大会

**大会テーマ**

## 築こう未来へ 安全と健康でつなぐ 復興の架け橋

6月受付開始

**開催期間** 平成28年 10月19日(水)→10月21日(金)

**会　場**
**総合集会** 10月19日
仙台市体育館
**分科会** 10月20日.21日
仙台国際センター 他、仙台市内各会場

**同時開催** 緑十字展2016
会場：みやぎ産業交流センター
(夢メッセみやぎ)

**スペシャルトーク**
俳優・ミュージシャン
**中村雅俊**

主催：中央労働災害防止協会
協力：(公社)宮城労働基準協会
後援：厚生労働省、宮城県、仙台市、東奥日報社、岩手日報社、河北新報社
秋田魁新報社、山形新聞・山形放送、福島民報社、福島民友新聞社
協賛：建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会
港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

がんばろう!東北

JISHA 中災防

お問合せ先
中央労働災害防止協会　教育推進部　企画課
TEL 03-3452-6402　http://www.jisha.or.jp/

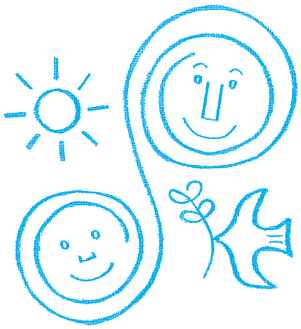

**健康診断・特殊健康診断**等
企業に合った健康診断を提供しております。
定期的に健康診断を受け、早期発見・早期治療を心掛けましょう。

併せて、**長時間労働面談・保健指導・健康セミナー・健康相談**等実施しております。
お気軽にご相談下さい。

**作業環境測定**についてもお任せ下さい。

# 一般財団法人 全日本労働福祉協会
ALL JAPAN LABOUR WELFARE FOUNDATION

会長 医学博士 柳澤 信夫

〒142-0064 東京都品川区旗の台6-16-11
**TEL：03-3783-9411**
FAX：03-3783-6598 Mail：keikaku@zrf.or.jp

がん検診企業アクション
全日本労働福祉協会は、厚生労働省が推進する、がん検診受診率50%を目指すプロジェクトの推進パートナーです。

掛金に国の助成が受けられる!

# 中退共
CHU-TAI-KYO
中小企業退職金共済事業本部

- 国の制度だから安心
- 掛金は全額非課税
- 外部積立型で管理が簡単
- パートさんの加入もOK

詳しくはホームページをご覧ください。
中退共 検索 http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/
(独)勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部
TEL(03)6907-1234 FAX(03)5955-8211
ちゅう太くん きょう子ちゃん



**みなと みた** 平成28年4月号 平成28年4月15日発行(年6回発行) 第20巻第3号通巻第115号

[編集発行] 一般社団法人 三田労働基準協会
〒108-0014 東京都港区芝4-4-5三田労働基準協会ビル
TEL 03-3451-0901 FAX 03-3451-7692
URL http://www.mita-roukikyo.or.jp

[編集協力]労働調査会
〒170-0004 東京都豊島区北大塚2-4-5調査会ビル
TEL 03-3915-6401 FAX 03-3918-0710